

令和6年10月22日

各所属長殿

長野県警察本部長

連続強盗事件等を受けた緊急対策について（通達）

全国的に犯罪実行者募集情報に応募したと思われる者が、複数で深夜にハンマーやバールで窓ガラスを破壊するなどして、住宅街の中高年が居住する家屋に侵入し、被害者を縛った上で暴行を加え、家屋に保管されている多額の現金を奪うという極めて悪質な強盗事件等が多発している。当県においても同様の事件が発生するおそれがあることから、本部長通達「「国民を詐欺から守るための総合対策」の決定について」（令和6年6月24日付け務発第647号）に基づく対策を引き続き実施するとともに、特に下記の事項について、緊急に対策を強化されたい。

記

1 脅迫されていることを理由に犯罪に加担しようとする者等に対する効果的な呼びかけ等の実施

自身や家族に危害を加えるなどと脅迫されていることを理由に、犯罪に加担しようとする者に対して、警察への相談・通報を呼びかけ、相談等があった場合には保護するなど、犯罪の実行に至らないよう取組を強化すること。

(1) 脅迫されていることを理由に犯罪に加担しようとする者への呼びかけ

犯罪に加担しようとする者の中には、何も知らずに高額な報酬につられて犯罪実行者募集情報に応募し、自身や家族に危害を加えるなどと脅迫されていることを理由に犯罪に加担しようとする者がいる。

そのような者が実際に犯罪に関わることがないように、

- ・ 犯罪を行う前に、110番や匿名通報ダイヤルへ通報したり、近隣の警察署等に相談したりすること
- ・ 警察は、相談を受けた本人や家族を保護等する用意があること
- ・ 犯罪に関与すると取り返しのつかない結果を招くこと

などを呼びかけること。

(2) 犯罪実行者募集グループに脅迫されている者の保護等

（略）

(3) 求人情報に応募しようとする者への呼びかけ

犯罪に加担する者の中には、通常のアバイト募集と考え、仕事の内容を確認せずに応募し、相手方の指示に従って、匿名性の高いアプリをインストールして個人情報を送信した結果、自身や家族に危害を加えるなどと脅迫されていることを理由に犯罪に加担する者もいることから、求人情報に応募しようとする者に対して、

- ・ 仕事の内容を明らかにせず、高額な報酬の支払を示唆するもの
- ・ 応募後、匿名性の高いアプリへ誘導するもの
- ・ 応募者に対して、運転免許証や顔写真等の個人情報の送信を求めるもの

等の不審点のある求人情報には応募しないこと、特に個人情報を送信することの危険性について、様々な機会を通じて積極的な発信を行うこと。

2 警戒活動の強化

(1) 深夜帯における住宅地周辺の警戒活動の強化

深夜帯に事件が発生していることを踏まえ、深夜帯における住宅地周辺の警戒活動を重点的に実施すること。

捜査用車両による秘匿警戒に加え、パトカー等による警戒活動に際しては、赤色灯を点灯させるなどして、見せる警戒活動による犯罪の抑止及び地域住民の安心感の醸成に努めること。また、徒歩又は自転車による警戒活動に際しては、人目に付きにくい場所に至るまで、きめ細かく警戒活動を徹底すること。

(2) 職務質問等の徹底

警戒活動中に、住宅地を周回するなど不審な動きをする車両や人物を発見した場合には、躊躇なく職務質問を実施すること。

また、ハンマー、バール等の工具を用いてガラスを割って侵入する事件が相次いでいることを踏まえ、不審者・車両を発見して職務質問を行う場合には、工具等の犯行用具や強取した金品等を所持している可能性を念頭に、所持品検査を徹底すること。

なお、街頭活動においては、必ず受傷事故防止資機材を着装するとともに、相勤者との連携を密にし、被職質者の動静に注意を払いながら、相手からの一撃をかわすことができる間合いを確保するなど、受傷事故防止の徹底を図ること。

担 当：生活安全企画課（地域安全推進係）